

東北地方太平洋沖地震にかかる  
生活関連物資等の供給の確保及び価格の安定について

平成 23 年 3 月 14 日  
物価担当官会議申合せ

防災基本計画（平成 20 年 2 月 中央防災会議）においては、災害応急対策における物価の安定に関する活動として、「生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行うものとする」とされている。

東北地方太平洋沖地震の被災地域における生活関連物資等の供給の確保及び価格の安定を図るとともに、これらが日本経済に与える影響を最小限にし、国民生活の安定を確保するという観点から、当面の物価対策として、各府省の連携の下に、下記の諸施策を実施するものとする。

記

1 価格動向の調査・監視

生活関連物資等について、便乗値上げを防止する観点からも、価格動向の調査・監視を行う。

2 国民への情報提供

生活関連物資等の需給や価格について、国民への迅速かつ的確な情報提供に努める。

3 上記のほか、中央防災会議が定める各種地震応急対策活動要領に準じた対応を行う。